

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施、今後の方向性について～

1. 経緯等

(1) 経緯

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

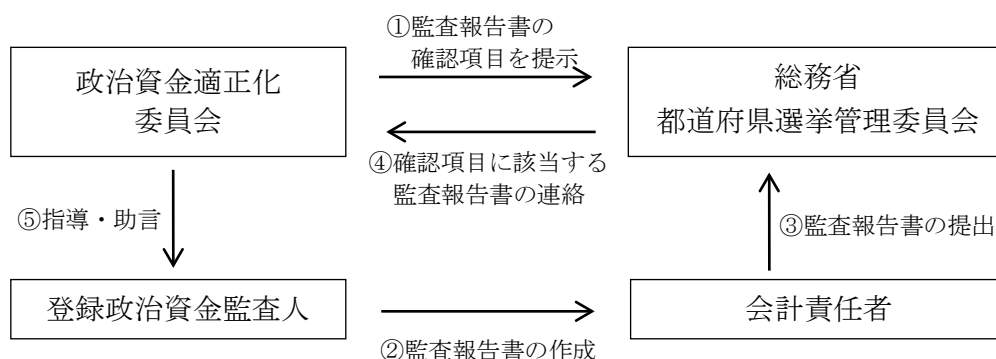
これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みが示されたことから、その具体化について検討を行い、政治資金監査の質の向上の取組として、平成27年1月から登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言を実施することとした。

都道府県選管等に対しては、平成26年12月19日付けで本取組への協力依頼文書を送付し、平成27年12月4日までの報告を求めている。また、平成26年12月15日付けで登録政治資金監査人へ周知文書を送付したほか、関係士業団体に対しても周知への協力を依頼した。

(2) 個別の指導・助言の取組の概要（平成26年12月第5回委員会決定事項）

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管等に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について「政治資金監査報告書に係る確認項目（報告様式）」による報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して当委員会から個別の指導・助言を行うものであり、詳細は以下のとおりである。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



【目的】

政治資金監査報告書等の状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図ることを目的。

【確認項目】

政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの及び形式的に正しい収支報告書の前提となる表計が合っていないもので構成。具体的には以下のとおり。

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない
- ②国会議員関係政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書の様式（その1）と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある

【報告の対象】

平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

- ・ 確認項目①～⑨に該当するものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限り報告。
- ・ 確認項目⑩に該当するものについては、その後補正されたものであっても、最初の受付時点において該当するものを報告。
- ・ 確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

【委員会での審議・決定】

個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定。

【指導・助言の対象】

- ・ 確認項目に基づき当委員会に報告されたものについては、全て個別

の指導・助言の対象。

- ・ 確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言の必要性を委員会において審議し、指導・助言の要否を個別に判断。

【指導・助言の方法】

個別の指導・助言は原則として文書によって実施し、

- ・ 確認項目に該当した場合は、該当した確認項目に応じた指導・助言の内容に合致した文面とし、
- ・ 確認項目以外に関するものについて当委員会に報告され、委員会で指導・助言が必要であると判断された場合には、当該報告内容を踏まえ、指導・助言文書の内容を個別に判断、
- ・ 個別の指導・助言についての委員会での審議後、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対して速やかに指導・助言文書を送付。

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

(今回委員会での審議事項)

2. 検討事項

(1) 個別の指導・助言文書（案）

確認項目に該当した場合に登録政治資金監査人に送付する指導・助言文書（案）については、別紙1のとおり。確認項目以外に関するものについて報告を受け、委員会で指導・助言が必要であると判断した場合には、その内容を踏まえ、文案を検討する。

(2) 委員限り資料イメージ（平成27年度第4回委員会）

都道府県選管等からの報告状況に係る委員限り資料イメージは、別紙2のとおり。都道府県選管等からの報告の概況（確認項目による報告のあった登録政治資金監査人数、確認項目別の件数、該当した確認項目数別の登録政治資金監査人数・件数、確認項目以外の報告状況等）を報告するとともに、別紙3により、事例1件ごとに審議・決定することとする。

3. 平成27年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての対応（案）

個別の指導・助言の取組による成果を確認するためには、政治資金監査報告書の記載等についてどの程度改善が図られたか等を把握する必要があるため、

- (i) 平成28年度においても、今年度と同様の指導・助言を行うこととし、都道府県選管等に対して、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした確認を依頼する。
→ 今後のスケジュール（案）については次頁のとおり。
- (ii) 平成28年分以降の収支報告書に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組については、平成26、27年分の実施状況や都道府県選管の意見等も踏まえ、検討することとする。

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施スケジュール(案)

年	月	平成26年分の収支報告書(定期分)	平成27年分の収支報告書(定期分)	備考	
H26	1				
	2				
	3			28日・平成25年度第6回委員会 第2期取りまとめ公表(個別の指導・助言を行う枠組み等の検討)	
	4				
	5				
	6				
	7	1日・平成26年度第2回委員会			
	8				
	9	16日・平成26年度第3回委員会			
	10				
	11	4日・平成26年度第4回委員会			
	12	15日・平成26年度第5回委員会 個別の指導・助言の枠組みについて決定 19日・①個別の指導・助言に係る確認項目を提示(都道府県選管等へ通知)			
H27	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10	6日・平成27年度第3回委員会 個別の指導・助言文書(案)決定、個別の指導・助言の実施状況等の資料イメージ、今後の方向性(案)決定			
	11	<末日>要旨公表期限			
	12	22日・平成27年度第4回委員会 個別の指導・助言に関する審議・決定			
H28	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
H29	1				
	2				
	3				

選管における受付・確認
②政治資金監査報告書の作成
(政治資金監査を実施)
<1月~5月>
③政治資金監査報告書の提出
<5月末日期限>

④確認項目に該当する
政治資金監査報告書
の連絡
<12月4日期限>

⑤個別の指導・助言
<12月下旬以降>

選管における受付・確認
②政治資金監査報告書の作成
(政治資金監査を実施)
<1月~5月>
③政治資金監査報告書の提出
<5月末日期限>

④確認項目に該当する
政治資金監査報告書
の連絡
<12月上旬期限>

⑤個別の指導・助言
<12月下旬以降>

平成28年度第●回委員会
平成29年度以降の取組
について審議
<12月~2月>